

セーフティ通信

貨物自動車運送事業の**安全確保の徹底**について

平成28年3月18日付、公益社団法人 全日本トラック協会会長から各都道府県トラック協会会長宛に「**安全運行の一層の徹底について**」と題する通達が発せられたところではありますが、平成28年3月18日付、国土交通省自動車局局長から公益社団法人 全日本トラック協会会長宛に「**貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について**」と題する通達が発せられました。

これを受けて、同日付、公益社団法人 全日本トラック協会会長から当協会会長宛に「貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について」と題する通達が発出されました。

これは、平成28年3月17日、広島県東広島市の山陽自動車道の八本松トンネルにおいて、トラックが渋滞中の車両に追突し、2名が死亡し、多数が負傷するという痛ましい交通死亡事故が発生したことを受けて通達が発出されたものであります。

北海道トラック協会としては、年当初から多発している交通死亡事故について各地区と連携して抑止を図っているが、今回の広島県でのトンネル事故を決して**他人事としない**で、貨物自動車運送事業の安全確保に万全を期すため、会員事業所の皆様には、趣旨をご理解の上、安全対策及び事故防止の徹底を図ってください。

各会員事業所にあつては、下記事項について改めて周知徹底を図り、安全確保の原点に立った**確実な運行管理**を実施するようお願い致します。

- 1 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の**勤務時間**及び**乗務時間**に係る基準を遵守すること。
- 2 **確実に点呼**を実施し、**道路の状況**、乗務員の**健康状態**、**過労状態**の確実な把握に努めること。
- 3 **運行指示書**を作成し、**適切な指導**を行うこと。
- 4 運行にあたっては、**車両の点検整備**を確実に実施するとともに、乗務員に対して**制限速度の遵守**をはじめとした、**道路交通法等の法令遵守の徹底**を図るなど、**安全の確保を最優先**にするよう関係者に徹底すること。

～「**二度視る確認運転**の励行や**一時停止は二度停止、デイ・ライトの実践**」で事故防止！～